

# 有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月1日  
(第26期) 至 2021年3月31日

デジタルアーツ株式会社



---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第26期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
4 【経営上の重要な契約等】	17
5 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	32
3 【配当政策】	33
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5 【経理の状況】	45
1 【連結財務諸表等】	46
2 【財務諸表等】	71
第6 【提出会社の株式事務の概要】	81
第7 【提出会社の参考情報】	82
1 【提出会社の親会社等の情報】	82
2 【その他の参考情報】	82
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	83

## 監査報告書

## 内部統制報告書

## 確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年6月23日

**【事業年度】** 第26期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

**【会社名】** デジタルアーツ株式会社

**【英訳名】** Digital Arts Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 道具 登志夫

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

**【電話番号】** 03-5220-1160(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理部長 小西 勲

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

**【電話番号】** 03-5220-6045

**【事務連絡者氏名】** 管理部長 小西 勲

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	5,058	5,116	5,841	5,641	6,825
経常利益	(百万円)	1,811	1,909	2,630	2,326	2,991
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,125	1,281	1,961	1,590	2,059
包括利益	(百万円)	1,127	1,275	1,977	1,587	2,063
純資産額	(百万円)	5,270	6,247	7,802	8,680	10,062
総資産額	(百万円)	7,380	7,928	9,859	10,852	14,856
1株当たり純資産額	(円)	375.07	446.43	558.33	617.27	715.79
1株当たり当期純利益	(円)	80.92	92.46	141.11	113.69	146.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	80.68	92.13	140.80	110.83	143.45
自己資本比率	(%)	70.2	78.2	78.7	79.7	67.6
自己資本利益率	(%)	23.0	22.5	28.1	19.4	22.0
株価収益率	(倍)	37.63	44.45	64.13	41.08	65.96
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,012	1,663	3,091	2,686	5,221
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△671	△774	△908	111	△830
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△503	△293	△429	△709	△671
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	3,298	3,826	5,569	7,651	11,382
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	194 (30)	207 (33)	207 (26)	236 (22)	295 (19)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	5,104	5,046	5,752	5,336	6,074
経常利益 (百万円)	2,056	2,097	2,777	2,359	2,964
当期純利益 (百万円)	1,339	860	1,784	1,613	2,044
資本金 (百万円)	713	713	713	713	713
発行済株式総数 (株)	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000
純資産額 (百万円)	5,882	6,451	7,804	8,714	10,078
総資産額 (百万円)	7,948	8,149	9,870	10,839	14,751
1株当たり純資産額 (円)	420.53	462.20	559.74	620.45	717.78
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	24 (10)	28 (14)	48 (18)	50 (25)	55 (25)
1株当たり当期純利益 (円)	96.31	62.07	128.42	115.29	145.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	96.02	61.85	128.14	112.39	142.38
自己資本比率 (%)	73.1	78.7	78.8	80.2	68.3
自己資本利益率 (%)	24.8	14.1	25.1	19.6	21.8
株価収益率 (倍)	31.62	66.21	70.47	40.51	66.46
配当性向 (%)	24.9	45.1	37.4	43.4	37.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	186 (30)	194 (33)	201 (26)	214 (21)	236 (19)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(東証株 価指数)) (%)	125.4 (114.7)	170.0 (132.9)	373.8 (126.2)	196.9 (114.2)	404.2 (162.3)
最高株価 (円)	3,450	5,060	9,560	11,240	10,990
最低株価 (円)	2,120	2,701	3,980	3,625	4,345

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

3 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 2 【沿革】

年月	内容
1995年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社(資本金1,000万円)を設立
1998年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
2000年1月	資本金を4,000万円に増資
2000年1月	本社を港区北青山に移転
2000年3月	資本金を4億9,100万円に増資
2000年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
2002年9月	大阪証券取引所ナスダックジャパン市場(現 JASDAQスタンダード)に上場 資本金を5億5,220万円に増資
2004年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
2004年10月	九州支店開設(現 九州営業所)
2005年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」を取得
2005年3月	株式会社アイキューエスの全株式を取得し、子会社化
2005年10月	本社を千代田区永田町に移転
2006年8月	大阪営業所開設(現 関西営業所)
2007年11月	名古屋営業所開設(現 中部営業所)
2008年2月	プライバシーマークを取得
2009年1月	札幌営業所開設(現 北海道営業所)
2009年12月	東北営業所開設
2011年4月	米国子会社 Digital Arts America, Inc. 設立 英国子会社 Digital Arts Europe Ltd 設立
2011年11月	本社を千代田区大手町に移転
2012年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
2012年6月	米国子会社 Digital Arts Investment, Inc. 設立
2013年3月	東京証券取引所市場第一部に指定銘柄変更
2013年5月	ボルキャスト・ジャパン株式会社 設立 米国Polkast LLCと業務提携
2014年4月	米国子会社 FinalCode, Inc. 設立
2015年11月	シンガポール子会社 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. 設立
2016年2月	英国子会社を FinalCode Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2016年4月	デジタルアーツコンサルティング株式会社 設立
2016年10月	中四国営業所開設
2018年12月	英国子会社を Digital Arts Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2020年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014)」の認証を取得
2020年11月	クラウドセキュリティに特化した国際規格である「ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)」の認証を取得

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社により構成され、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・追跡ソリューションの企画・開発・販売等並びに情報セキュリティコンサルティングを主要な事業としております。

[当社と連結子会社の事業における位置付け]

名称	主要な事業内容
当社	インターネットセキュリティ関連ソフトウェア及びアプライアンス製品の企画・開発・販売
Digital Arts America, Inc.	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の販売
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の販売
Digital Arts Europe Limited	「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)の販売
デジタルアーツコンサルティング株式会社	コンサルティングサービス

インターネットの世界にはさまざまな情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集における利便性は飛躍的に高まったものの、インターネット上の情報のコントロールや有害なサイトからの防御方法は未だ確立されておらず、インターネットユーザーが意図せずに問題あるサイトにアクセスする可能性が非常に高くなっております。また、ビジネスに欠かせない電子メールについても、メールの誤送信による情報漏洩や、迷惑メール・なりすましメールの受信、有害なファイルの受信などによるウイルス感染リスクなど多くのセキュリティ課題を抱えております。さらに、重要な経営資産の1つとなった個人情報や委託先からの情報などの電子データについて、組織内部関係者による不正な持ち出しだけでなく、デバイスの盗難・紛失やメール誤送信などによるミスによって、情報漏洩リスクがますます高まっております。

多くの企業等の組織が上記のような課題・リスクを抱える中、当社グループは、国内で検索可能なURLと安全な送信元であると判定したメール情報を全て網羅したデータベースにより未知の脅威や攻撃からお客様を守る「ホワイト運用」を提唱し、内部からの情報漏洩対策だけでなく、独自の外部攻撃対策を備えた「i-FILTER」 Ver.10及び「m-FILTER」 Ver.5、電子データの暗号化と追跡管理を可能とした「FinalCode」を主力製品として拡販に努めております。加えて、企業のテレワークの普及等によりWebサービスやメール環境のクラウド化が急速に進んでいることを背景として、クラウドサービス「i-FILTER@Cloud」、「m-FILTER@Cloud」、「FinalCode@Cloud」を拡販し、クラウド環境においても、Webやメールを安心して利用できる世界を提供する等、さらに広範囲なセキュリティ対策が可能な製品開発を加速させております。

なお、当社グループは、区分すべき事業セグメントが存在しないため報告セグメントはセキュリティ事業単一となっております。

[主要製品]

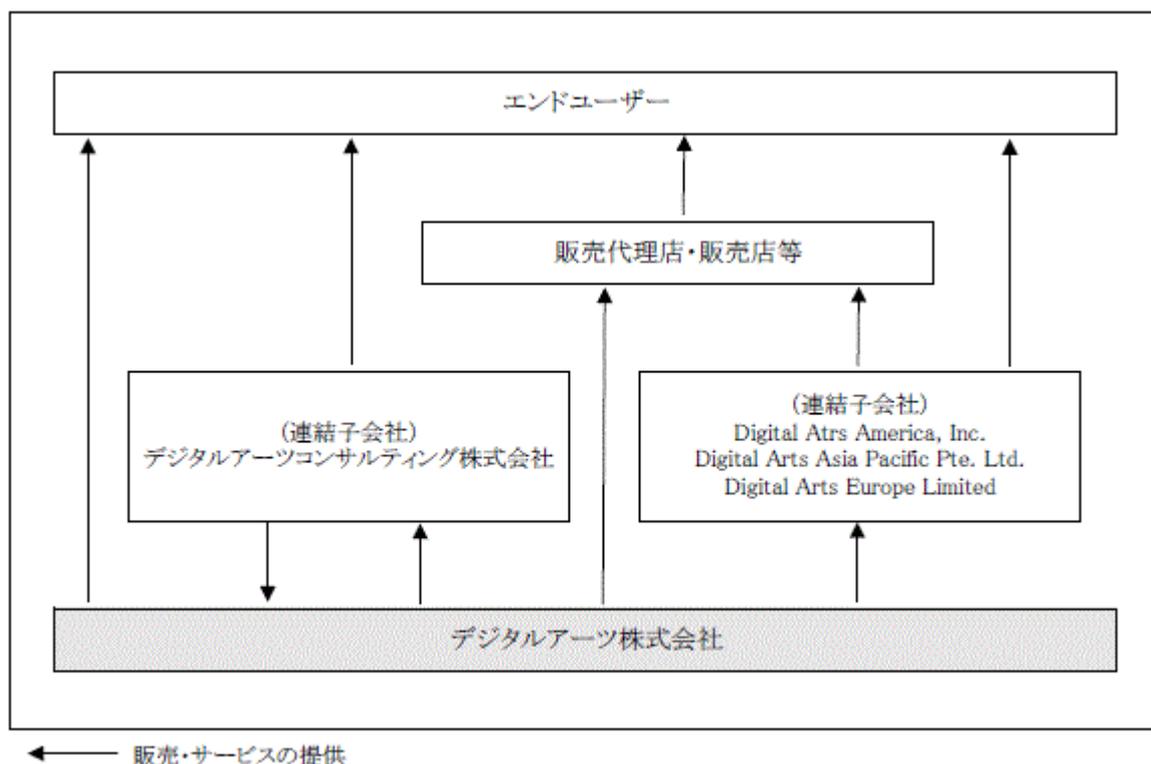
ユーザー区分	主要製品	会社名
企業向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「i-FILTER」(Webセキュリティ)</li> <li>「m-FILTER」(メールセキュリティ)</li> <li>「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」(Webセキュリティ・アプライアンス)</li> <li>「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)</li> <li>「DigitalArts@Cloud」(Web・メール・ファイル・コミュニケーションを網羅したクラウドセキュリティ)</li> </ul>	当社 Digital Arts America, Inc. Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Digital Arts Europe Limited デジタルアーツコンサルティング株式会社
公共向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「i-FILTER」(Webセキュリティ)</li> <li>「m-FILTER」(メールセキュリティ)</li> <li>「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」(Webセキュリティ・アプライアンス)</li> <li>「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション)</li> <li>「DigitalArts@Cloud」(Web・メール・ファイル・コミュニケーションを網羅したクラウドセキュリティ)</li> </ul>	当社 Digital Arts America, Inc. Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Digital Arts Europe Limited デジタルアーツコンサルティング株式会社
家庭向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「i-フィルター」(Webフィルタリングソフト)</li> </ul>	当社

[主要製品の特徴]

主要製品	特徴
「i-FILTER」	<p>Webフィルタリングを通じた情報漏洩対策・標的型攻撃対策セキュリティ。                      Webフィルタリングとは、ホワイトリスト方式のデータベース (DB) を利用してDBに登録のない脅威URLへのアクセスを遮断したり、職務上または教育上、閲覧することが不適切なアダルトサイト等のようなWebサイトをカテゴライズして、組織のポリシーに即してユーザーに閲覧させなくする (フィルタリングする) 機能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標的型攻撃対策</li> <li>・ 水飲み場攻撃対策</li> <li>・ フィッシングサイト対策</li> <li>・ Webアクセス制御</li> <li>・ アクセスログ監視</li> </ul>
「m-FILTER」	<p>メールフィルタリング、メールアーカイブ、アンチスパム機能から成り立ち、標的型攻撃対策、誤送信対策等の情報漏洩対策、全文保存と管理による内部統制推進、スパムメール対策による業務効率向上が可能。                      メールフィルタリングとは、安全な「送信元」を格納したホワイトリストDBを持ち、送信元の安全性判定を実施し更に「添付ファイル」や「本文」の偽装を判定することで、標的型メールをユーザーに受信させず安全なメールだけを受信する機能に加え、メール送信時に上長承認や一定期間の送信遅延機能を利用することで意図的・偶発的な情報漏洩を防止する機能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標的型攻撃メール対策</li> <li>・ メール誤送信防止</li> <li>・ メールアーカイブ</li> <li>・ スパムメール対策</li> </ul>
「FinalCode」	<p>電子ファイルを追跡・リモート制御することができる、パスワードレスの暗号化サービス。                      ファイルごとの閲覧者指定、操作権限設定、ファイル所有者によるログ監視、ファイルを送信した後の権限変更やリモートでのファイル削除が可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機密情報漏洩対策</li> <li>・ 内部不正対策</li> <li>・ サプライチェーン攻撃対策</li> <li>・ ファイル暗号化、アクセス制御</li> <li>・ ファイル追跡</li> <li>・ リモート削除</li> </ul>

主要製品	特徴
「D-SPA」	「i-FILTER」とハードウェアが一体となったアプライアンス製品。ハードウェア、OS、アプリケーションを個々に選定、購入する必要がなく、インストールやセッティング等の構築による時間と工数を短縮可能。
「DigitalArts@Cloud」	<p>Web・メール・ファイル・コミュニケーションを網羅したクラウドセキュリティ。外部攻撃対策と内部からの漏洩対策の両方をカバーし、社内業務ファイルの自動暗号化と社外に渡したファイルについてのコントロール、そして業務効率向上のコミュニケーションツールをクラウドサービスで提供。統合レポート画面によりWeb・メール・ファイルにおける外部攻撃、内部情報漏洩の可能性を1画面で横断的に表示可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Webセキュリティ</li> <li>・ メールセキュリティ</li> <li>・ ファイルセキュリティ</li> <li>・ 通話・チャット・オンライン会議システム</li> </ul>
「i-フィルター」	<p>主として、家庭、図書館、ネットカフェ等を導入対象としたフィルタリングソフト。スマートフォン、タブレット、PCからの有害サイトへのアクセスを制御し、インターネット利用による危険からユーザーを保護することが可能。</p> <p>[主要用途]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Webフィルタリング</li> <li>・ Web利用状況レポート</li> <li>・ Web利用時間制限</li> </ul>

事業の系統図は次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Digital Arts America, Inc.	4675 Stevens Creek Blvd. Suite 130 Santa Clara, CA 95051, USA	24	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. (注) 1	3 Temasek Avenue, #21-00 Centennial Tower, Singapore, 039190	227	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Europe Limited	Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey TW20 9LF United Kingdom	23	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
デジタルアーツコンサルティング 株式会社 (注) 1	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	73	セキュリティ 事業	92.1	当社製品の販売 業務の委託 業務の受託 役員の兼務

(注) 1 特定子会社に該当しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

区分	従業員数(名)
セキュリティ事業	295 (19)
合計	295 (19)

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。  
 2 前連結会計年度末に比べ従業員数が59名増加しております。主な理由は、デジタルアーツコンサルティング株式会社のコンサルタント人員増強に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。  
 3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

##### (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
236 (19)	34.6	6.0	5,568

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。  
 2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。  
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」ことを企業理念として、人類の大きな財産であるインターネットというツールが本来持っている有益な側面をポジティブに使いこなすためのソフトウェアを提供していくことを目指しております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、上述の経営理念に基づき、まずは国内において総合セキュリティ対策メーカーとしてのプレゼンスを高めることに注力し、成長を加速させてまいります。

創業以来主力事業としてまいりました企業・組織内からの情報漏洩対策に加え、標的型攻撃に代表される外部からの脅威に対するセキュリティソリューションを2017年9月にリリースいたしました。リリース以来、販売実績のみならず、製品の有効性が確かめられる事例等が多数報告されており、標的型攻撃対策として高く評価頂いております。引き続き、当該領域にリソースを集中し、ユーザーや販売代理店の信頼を確保しながら、フィルタリングメーカーから総合セキュリティ対策メーカーへブランドチェンジを図ってまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するため、契約高成長率、売上高成長率、営業利益率、自己資本当期純利益率（ROE）を客観的な指標としております。当社グループの主要な契約体系は、最短契約年数1年となっており、製品ごとに定められた価格表に基づき、契約年数に応じた金額を契約時に受領することになっておりますが、会計上の売上計上方法は製品ごとに異なっております。従来は、契約時に契約額の大部分を会計上の売上として計上するタイプの製品の構成比率が高く、契約高成長率と売上高成長率は近似しておりましたが、昨今、当社の契約高に占める各製品の構成比率に変化が見られ、契約金額の多くを繰延会計処理するタイプの製品が相対的に成長しており、契約高成長率と売上高成長率に乖離が発生しております。当社グループ及び販売代理店は、契約高の成長を目的に販売活動を実施しておりますため、一般的な経営指標に加え、契約高成長率を重視しております。

#### (4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、特定の企業・組織・国家機関を狙った標的型攻撃等が相次いでおり、仮想通貨・クラウドコンピューティング・IoT・AI・5G等、IT技術の活用領域が拡大していることに伴い、企業・組織等が直面するリスクが高まっております。

また、わが国においては労働力人口の減少を背景として、従業員一人あたりの生産性向上等を目的とした働き方改革が政府主導の下で促進されていることに加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって在宅勤務等のテレワークが急速に普及しており、業務効率改善を実現するクラウド製品へのニーズが高まるとともに、セキュリティの強化が急務となっております。

こうした中、当社グループはインターネットセキュリティメーカーの使命として、創業以来主力事業としてまいりました企業・組織内からの情報漏洩対策に加え、標的型攻撃に代表される外部からの脅威に対するセキュリティソリューションとしての認知が進み、国産総合セキュリティ対策ソリューション企業としての第一歩を踏み出しました。

当社グループは誰もが安心してインターネットを活用できる社会を創るため、目まぐるしく変化する世の中の課題を的確かつ迅速に捉え、“Made in Japan”ならではの品質を追求しながらソリューションを提供していくことを使命として、加速するインターネット社会に貢献してまいります。

#### ① 既存事業の安定的・継続的成長

当社グループは、ユーザーや販売代理店のご要望に真摯に向き合い、お応えすることで、長期継続的な関係を

維持し、安定的・継続的な事業の成長を果たしてまいりました。引き続き、ユーザー、販売代理店との関係を第一優先に、製品強化・サービスの向上を図り、安定的・継続的な事業の成長を目指してまいります。

## ② 新しいニーズの発掘

仮想通貨・クラウドコンピューティング・IoT・AI・5G等、IT技術の活用領域の拡大に合わせて、インターネットの利用に伴う新たな脅威が日々発生しております。このような環境の中、当社グループでは、将来の潜在的なニーズを予測し、“Only One”となる新しいソリューションを提供することが重要であると考えており、市場調査・研究開発に尽力してまいります。

## ③ 人材の確保と育成

当社グループが中長期にわたって成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。このため、当社グループでは、新卒及び中途採用の両面から積極的に優秀な人材の確保を進めておりますが、外部からの優秀な人材の確保が困難となっている状況を踏まえ、報酬や評価を中心とした人事制度の見直しを継続し、優秀な人材のリテンションに努めております。また、既存社員の生産性向上と知識・経験の習得を重点課題として、資格取得支援や社内研修等を通じて、人材の育成を進めてまいります。

## ④ 啓発活動

スマートフォンが急速に普及し、インターネットやSNSにおけるトラブル等の社会的な問題が急増する一方で、青少年を指導・育成する立場の大人たちの多くが、青少年がスマートフォンを利用することで直面する可能性のある危険性や問題点を十分に理解できずにいます。このような現状に対処するため、当社グループでは全国各地からのご要望をもとに講演活動を行い、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末の利用における情報リテラシーの向上に役立つ情報提供を行うとともに、フィルタリングの重要性を訴求してまいります。

## ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化する場合には、当社グループ及び販売代理店の事業活動が影響を受ける可能性があります。そのため、関係者の皆様及び社員の健康を最優先に考え、オンラインでのセミナーや商談等の励行により、デジタルで効率的な営業活動を推進し、安定的・継続的な事業の成長を目指してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日(2021年6月23日)現在において、当社グループが判断したものであります。

### (a) 主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化が当社グループに与える影響について

当社グループの製品は大部分が販売代理店を経由しユーザーへ販売されています。従いまして、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、主要な販売代理店は、当社グループの競合製品も取り扱っております。そのため、当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品が当社グループ製品よりも先行して取り扱われる可能性があります。さらに、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)により、当社グループへの債務の支払いが停滞、またはその回収が不可能となった場合、当社グループの業績や財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

### (b) 当社グループ製品の学校及び自治体等への販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体等に対する売上高は、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況等によって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人等による無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制等が進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webセキュリティ」ソフトに類似する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

また将来において、当社グループが提供するWebセキュリティソフトまたはそれに類似するものが、コンピュータのオペレーティングシステム(OS)等に無償または非常に低価格で付加され販売される可能性があります。その製品が当社グループの提供するWebセキュリティの機能より劣っている場合でも、ユーザーがそうした製品を積極的に利用する可能性があります。このような場合には当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(d) セキュリティ事業に特化していることによる影響について

当社グループは、Webセキュリティソフト及びメールセキュリティソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ市場の需要が低迷した場合等には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(e) 当社グループの売上高における四半期決算数値の変動について

当社グループの四半期における売上高は、第4四半期が他の四半期に比べ高くなる傾向にあります。これは、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の発注が行われることが多いためです。当社グループでは、この季節的変動を考慮した計画策定を行い、当該時期の売上の維持・拡大に努めておりますが、何らかの理由により当該時期の受注を計画通りに獲得できなかった場合や、販売代理店または顧客の都合等により発注が遅れた場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、契約時に契約額の大部分を会計上の売上として計上するタイプの製品に対し、契約金額の多くを繰延会計処理するタイプの製品の構成割合が高まる場合や、法律改正または政府主導の施策による一過性の特需が生じる場合には、四半期決算の数値が変動する可能性があります。

(f) 法規制等のリスクについて

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、それぞれの国や地域の法令や規則を遵守して適切な事業活動を行っておりますが、輸出入取引、製造物責任、移転価格税制による課税等に関する法規制や当局の法令解釈の変更等により、予測不可能な事態が発生し、その対応に多くの時間や費用が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 将来企業、学校、家庭等においてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる“企業”、“学校”、“自治体”、“家庭”等において、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(h) 知的財産(特許等)の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると思なされる可能性があります。

(i) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来において当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(j) 当社グループが提供する製品のバグや欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webセキュリティソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ(不具合)が販売後に確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート(修正)プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグによりサービスの提供ができなくなる場合、バグの解決に非常に長期間を要した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上減少や返品だけでなく、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(k) 当社グループが所有する基幹システム(サーバ)等のトラブルによる影響について

当社グループの主要なサービスの大部分は、当社グループが管理するサーバよりURL情報等を提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバを最重要基幹システムとして位置付け、サーバの二重化やデータのバックアップ取得による保全策等を実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ(当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報等)の喪失等が発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダ、回線提供事業者及びその他のクラウドサービスにおけるトラブル発生、ハッキングまたは重要データの盗難による情報の流出等の情報セキュリティ事故によって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされる場合も同様です。当社ではプライバシーマークの取得に加え、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えておりますが、万が一、これらの事象によりサービスの提供が停止した場合、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(l) 主要な経営陣への依存と、優秀な人材の確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡等の事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、十分な人材の確保と育成ができない場合には、当社グループの競争力や効率性が低下し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(m) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得等による影響について

当社は東京証券取引所市場第1部への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が2021年3月31日現在の発行済株式14,133,000株(自己株式含む)のうち2,403,063株(保有する株式の割合 約17.1%、役員持株会保有分を含む)を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があります。このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(n) 天災、災害、テロ活動、戦争、感染症の流行等の発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内外におけるテロ活動、戦争の発生、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症

等に代表される感染症の流行等の予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(o) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響がさらに長期化した場合には、当社グループの事業活動が影響を受ける可能性があります。また、当社グループ内における感染者の発生等によって事業活動の停止を余儀なくされる場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。当社グループでは、これらのリスクに対応するため、在宅勤務によるテレワークの推進、オンラインでのセミナーや商談等の営業活動によって、事業活動の継続に取り組んでおります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う、経済活動の停滞や縮小により、個人消費及び企業収益は急速な悪化が続く厳しい状況となりました。その後、社会経済活動レベルの引き上げと政府による経済活性化に向けた施策により、景気は持ち直しつつありましたが、感染症の再拡大により緊急事態宣言が再発令されるなど、先行きについて極めて不透明な状況にあります。

当社グループが属するセキュリティ業界においては、ランサムウェア・エモテット等、多様化するサイバー攻撃被害が相次いでいることを背景としてセキュリティ製品に対する需要が拡大しており、大規模企業のみならず、相対的にセキュリティ対策が遅れていた中堅・中小企業においても新規導入需要が拡大しております。

また、公共向け市場は、児童生徒向けの1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」において、児童生徒「1人1台端末」の整備が進みました。

このような状況の中、企業向け市場においては、テレワークの普及等によりWebサービスやメール環境のクラウド化が急速に進んでいることを背景として、「DigitalArts@Cloud」の認知度向上と拡販を進め、クラウド環境においても、「安全なWebのみにアクセスできる」・「安全なメールのみを受信する」世界を広げました。さらに、オンライン会議やチャット機能を有し、それらにセキュリティ対策機能も付加したコミュニケーションツール「Desk@Cloud」を開発し、セキュリティ対策だけでなく業務効率の向上を提供するソリューションの提供も開始しました。また、公共向け市場においては、「GIGAスクール構想」のニーズに合わせた「i-FILTER」の特別版を提供すると共に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠したサービスを無償提供するなどのキャンペーンを実施し、学校向けの拡販に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業向け市場及び公共向け市場において、クラウドサービス系製品への需要が急激に高まりました。従来からの主要製品であるライセンス販売系製品は、出荷時に契約高の大部分を一括で売上計上するのに対し、クラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上計上します。そのため、当期においてはクラウドサービス系製品の全契約高に占める割合が急増し、来期以降に繰り延べられる売上高が増加したため、契約高と売上高の差額が大きく発生しました。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

#### a. 財政状態

##### (資産)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて4,003百万円増加し、14,856百万円となりました。これは主として、現金及び預金が3,730百万円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて2,621百万円増加し、4,793百万円となりました。これは主として、受注した契約高の増加に伴い、前受金が2,140百万円増加したことによるものであります。

##### (純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,382百万円増加し、10,062百万円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益の計上によるものであります。

#### b. 経営成績

当連結会計年度における売上高は6,825百万円(前年同期比121.0%)、営業利益は2,977百万円(前年同期比127.9%)、経常利益は2,991百万円(前年同期比128.6%)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,059百万円(前年同期比129.5%)となりました。

#### 連結経営成績の概況

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減額	増減率 (%)
売上高	5,641	6,825	+1,183	+21.0
営業利益	2,328	2,977	+649	+27.9
経常利益	2,326	2,991	+664	+28.6
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,590	2,059	+469	+29.5

各市場の業績は次の通りです。

#### 企業向け市場

企業向け市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、運用管理負荷軽減とコスト低減を考慮した「i-FILTER」、「m-FILTER」のクラウドサービスの利用が加速しました。また、セキュリティコンサルティングサービスを提供している子会社デジタルアーツコンサルティングの需要が伸び、売上高が増加しました。

以上の結果、企業向け市場の売上高は、3,984百万円(前年同期比121.3%)となりました。

#### 公共向け市場

公共向け市場において、当社は従来から国産セキュリティ対策メーカーとして高い認知とシェアを獲得しており、「GIGAスクール構想」においてもその実績と信頼性が評価され、「i-FILTER」シリーズの受注が大きく伸びました。

以上の結果、公共向け市場の売上高は、2,408百万円(前年同期比126.0%)となりました。

#### 家庭向け市場

家庭向け市場においては、携帯電話事業者やMVNO事業者等との連携、1つのシリアルIDで複数OSでの利用が可能な「i-フィルター for マルチデバイス」の販売に注力したことにより、利用者数が増加しました。一方で、携帯電話事業者に対する提供価格の見直しの影響により、売上高は減少しました。

以上の結果、家庭向け市場の売上高は、432百万円(前年同期比97.0%)となりました。

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の売上高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2021年3月期	3,984	2,408	432	6,825
2020年3月期	3,284	1,911	445	5,641

(百万円未満切捨)

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、3,730百万円増加し、11,382百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,001百万円及び減価償却費859百万円の計上等により、5,221百万円の収入(前連結会計年度は2,686百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得等により、830百万円の支出(前連結会計年度は111百万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の処分による収入があったものの、配当金の支払等により、671百万円の支出(前連結会計年度は709百万円の支出)となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	3,849	120.8
公共向け市場 (百万円)	2,387	126.8
家庭向け市場 (百万円)	434	96.9
合計 (百万円)	6,671	120.9

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	3,984	121.3
公共向け市場 (百万円)	2,408	126.0
家庭向け市場 (百万円)	432	97.0
合計 (百万円)	6,825	121.0

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 輸出販売高はありません。  
 3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。  
 4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ダイワボウ情報システム株式会社	1,109	20.8	1,409	23.2
SB C&S株式会社	1,166	21.9	1,287	21.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は以下の通りであります。

a. 経営成績等の状況

(売上高)

当連結会計年度の売上高は6,825百万円となり、前連結会計年度と比較し1,183百万円増加(前年同期比121.0%)となりました。

これは、企業向け市場においてテレワークの普及が追い風となり、i-FILTERシリーズの受注が増加したこと、公共向け市場において「GIGAスクール構想」におけるi-FILTERシリーズの受注が増加したこと、さらにデジタルアーツコンサルティング株式会社において新規顧客による売上が拡大したことが主要因です。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は1,946百万円となり、前連結会計年度と比較し584百万円増加(前年同期比142.9%)となりました。また、売上総利益は4,878百万円となり、前連結会計年度と比較し598百万円増加(前年同期比114.0%)となりました。

当連結会計年度は、新製品のリリースに伴う減価償却費の増加、コンサルタントの人員増による労務費の増加等はあったものの、売上高の増加に伴い、売上総利益が増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,900百万円となり、前連結会計年度と比較し51百万円減少(前年同期比97.4%)となりました。また、営業利益は2,977百万円となり、前連結会計年度と比較し649百万円の増加(前年同期比127.9%)となりました。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための社外イベント開催の自粛や在宅勤務の徹底により、販売費及び一般管理費の減少も伴い収益性が改善し、営業利益は増加いたしました。

(経常利益)

当連結会計年度は、為替差益7百万円等を営業外収益に計上したことにより、経常利益は2,991百万円（前年同期比128.6%）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、2,059百万円（前年同期比129.5%）となりました。

b. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標についての分析

当連結会計年度における客観的な指標は以下の通りであります。

契約高成長率と売上高成長率との乖離は、主に当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、企業向け市場及び公共向け市場において、クラウドサービス系製品への需要が急激に高まったことによるものであります。

従来からの主要製品でありますライセンス販売系製品は、出荷時に契約高の大部分を一括で売上計上するのに対し、クラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上計上いたします。

当連結会計年度におきましては、クラウドサービス系製品の全契約高に占める割合が急増し、翌連結会計年度以降に繰り延べられる売上高が増加したため、契約高と売上高の差額が大きく生じており、売上高成長率と比べて契約高成長率が著しく大きくなっております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
契約高成長率 (%)	△8.6	103.1
売上高成長率 (%)	△3.4	21.0
営業利益率 (%)	41.3	43.6
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	19.4	22.0

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本政策につきましては、企業価値の持続的な向上を目指し、成長分野に対して迅速に投資可能な水準の内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を総合的に勘案し、実施していくことを基本方針としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は11,382百万円となっているのに対して、有利子負債残高はございません。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、高付加価値なソリューションを提供するために必要な優秀人材の確保と育成に関する人件費等であります。内部留保については人材の確保と育成に対して優先的に充当し、既存事業の安定的・継続的な成長を持続すると共に、新しいニーズの発掘に積極的に取り組んでまいります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、1百万円となっております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は49百万円の設備投資を実施いたしました。その内容は、主に事務所設備工事及びPC、サーバ等の情報機器の取得であります。

また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために、786百万円の投資を実施いたしました。

#### 2 【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次の通りであります。

##### (1) 提出会社

(2021年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)	
		建物		車両 運搬具 (百万円)	器具 及び備品 (百万円)	土地			合計 (千円)
		面積 (㎡)	金額 (百万円)			面積 (㎡)	金額 (百万円)		
本社 (東京都千代田区)	管理・開発・ 営業設備	1,626.42 (1,626.42)	12	14	86	-	-	114	206(19)
保養所 (静岡県熱海市)	保養施設	71.85	71	-	1	10,017.49	26	98	-

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 建物の欄の( )内の数字は、内書きで貸借中のものです。  
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。  
 4 その他の事業所として北海道営業所(従業員0名)、東北営業所(同2名)、中部営業所(同8名)、関西営業所(同11名)、中四国営業所(同3名)、九州営業所(同6名)があります。  
 5 提出会社の本社には、子会社であるデジタルアーツコンサルティング株式会社に貸与中の建物を含んでおります。

##### (2) 国内子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	
デジタルアーツコンサルティング株式会社	本社 (東京都千代田区)	管理・営業設備	7	7	59

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 デジタルアーツコンサルティング株式会社の建物はすべて提出会社から賃借しているものです。

##### (3) 在外子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	
Digital Arts America, Inc.	本社 (アメリカ)	管理・営業設備	-	-	-
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	管理・営業設備	0	0	-
Digital Arts Europe Limited	本社 (イギリス)	管理・営業設備	-	-	-

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,036,000
計	45,036,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,133,000	14,133,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,133,000	14,133,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### i) 2015年11月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役(4名)、従業員(151名)	
新株予約権の数	1,568個	1,559個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	156,800株	155,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき2,034円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2027年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,036円 資本組入額 1,018円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき200円で有償発行しております。

##### 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新

株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

- (a) 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%
- (b) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2015年11月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,034円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式

移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次のとおり決定する。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ii) 2016年11月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(96名)	
新株予約権の数	3,069個	3,037個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	306,900株	303,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき2,639円	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,663円 資本組入額 1,332円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,400円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。

(a) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合:20%

(b) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合:50%

(c) 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合:100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これ

らの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2016年11月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,639円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次のとおり決定する。

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

iii) 2018年2月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（151名）	
新株予約権の数	11,309個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,130,900株	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 3,400円	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,401円 資本組入額 1,701円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2021年3月期において当社の営業利益が40億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2018年2月15日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金3,400円とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次のとおり決定する。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6 本新株予約権は、2021年5月28日をもって権利確定条件の未達成が確定したため、失効している。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日 (注) 1	13,991,670	14,133,000	—	713	—	700

(注) 1 2013年2月28日開催の取締役会決議により、2013年4月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は13,991,670株増加し、発行済株式総数は14,133,000株となっております。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	25	35	28	190	6	4,039	4,323	—
所有株式数 (単元)	—	35,124	2,113	9,952	51,265	12	42,767	141,233	9,700
所有株式数 の割合(%)	—	24.87	1.49	7.05	36.30	0.01	30.28	100.00	—

(注) 自己株式104,462株は、「個人その他」に1,044単元及び「単元未満株式の状況」に62株を含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
道具 登志夫	東京都港区	2,403,063	17.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,431,200	10.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	959,500	6.84
DAM株式会社	東京都港区南青山1丁目3-1	710,000	5.06
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE BNYMG0 UCITS ETF SOLUTIONS PLC(常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	33 SIR JOHN ROGERSON'S QUAY DUBLIN 2 IRELAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	646,902	4.61
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT(常 任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	420,000	2.99
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	262,243	1.87
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1)	258,800	1.84
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L.P.(常任代 理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	248,400	1.77
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	229,378	1.64
計	—	7,569,486	53.96

- (注) 1 道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めておりま  
す。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができな  
いため記載しておりません。
- 3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握するこ  
とができないため記載しておりません。
- 4 上記の他、自己株式104,462株を所有しております。

5 2021年3月31日現在において所有株式数を確認できない大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

- (1) レオス・キャピタルワークス株式会社から、2020年8月7日付で、株式会社SBI証券を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	828,700	5.86
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	37,640	0.27
計	—	866,340	6.13

- (2) 野村證券株式会社から、2021年1月7日付で、野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	△800	△0.01
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	307,786	2.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	348,200	2.46
計	—	655,186	4.64

- (3) 三井住友信託銀行株式会社から、2021年2月4日付で、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	549,900	3.89
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	287,200	2.03
計	—	837,100	5.92

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 104,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,018,900	140,189	—
単元未満株式	普通株式 9,700	—	—
発行済株式総数	14,133,000	—	—
総株主の議決権	—	140,189	—

## ② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	104,400	—	104,400	0.7
計	—	104,400	—	104,400	0.7

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	20	207,400
当期間における取得自己株式	34	332,860

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	11,600	37,998,937	4,100	13,436,228
保有自己株式数	104,462	—	100,396	—

(注) 1 当事業年度及び当期間のその他は、新株予約権の権利行使であります。

2 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、連結配当性向30%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、次期の年間剰余金配当額は1株当たり65円（うち中間配当額30円）を予定いたしております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年10月29日 取締役会決議	350	25
2021年6月22日 定時株主総会決議	420	30

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、2016年6月24日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、財務、法律、経営等の分野で専門的な知見を有する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、適法性監査だけでなく妥当性監査を行います。

主な活動状況は次のとおりであります。

###### (1) 取締役会

取締役会は次の6名から構成されており、うち社外取締役が3名（50%）となっております。業務執行機関として取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を図っております。

道具 登志夫（議長、代表取締役社長、社内取締役）

松本 卓也（社内取締役）

猪俣 清人（常勤監査等委員・社内取締役）

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

###### (2) 監査等委員会

監査等委員会は次の4名の取締役（うち、1名は常勤監査等委員）から構成されており、うち社外取締役が3名おります。原則として毎月1回開催し、監査等委員会監査等基準に従って監査等委員会規程で定めた重要事項等を審議し、監査・監督の強化に努めております。

猪俣 清人（委員長、常勤監査等委員・社内取締役）

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

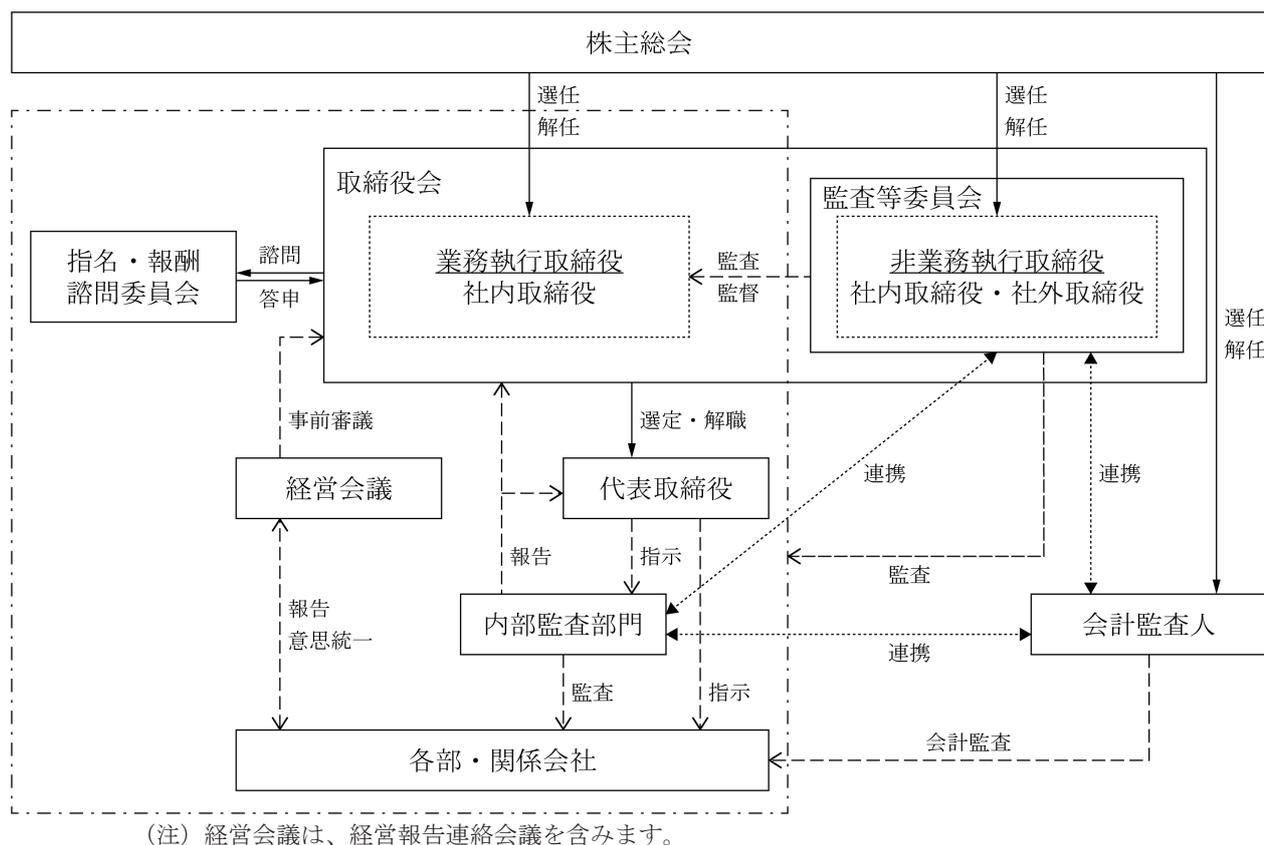
上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

###### (3) その他

当社は、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定するとともに、業務執行状況を確認しています。また、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を原則として毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関して報告するとともに意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での審議の充実化及び意思決定の具現化を図っております。併せて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図の通りです。



#### ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役3名を含む6名の取締役で構成される取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針や監査計画等に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）・従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類を閲覧しております。また、会計監査人及び内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めております。そのため、当該体制によって、経営の客観性を確保できると考えております。

当社では、取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断し、現状の体制を採用しております。

### ③ 企業統治に関するその他の事項

#### イ. 内部統制システムの整備の状況

##### a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。

(2) 当社は、原則として毎月1回、必要があるときは随時取締役会を開催することとし、取締役会におい

て当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実に図る。

- (3) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制システムを構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的を実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。
  - (4) 当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として、独立社外取締役を含む委員にて構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役候補者の決定及び代表取締役・役付取締役の選定に関する事項並びに取締役の報酬等に関する事項について審理し、その結果を取締役に答申する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - (2) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的媒体を含む）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。
  - (2) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
  - (2) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。
- e. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
  - (2) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
  - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。
- h. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
  - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実

については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

(3) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告を行う。

i. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

j. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

k. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

1. 反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、事業活動に伴い発生する可能性のある経営上のリスクに関して、リスクに関する予防とリスクが発生した場合の対応に関する統合管理を行っております。

経営会議は、取締役会の前置機関として、経営上のリスクを迅速に把握し、顕在化する可能性等を含め、審議を行い必要に応じて取締役会に報告を行っております。

監査等委員会は、取締役会が経営上のリスクに関して適切な方針決定、監視・監督を行っているか否かについて監査しております。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及びグループ会社は、経営理念に基づき「企業行動規範」を策定し、グループ一体となりグループ全体の企業価値向上を図っております。

グループ会社の経営管理については、親会社の取締役が子会社の取締役を兼務し、重要な意思決定への関与や経営に関する重要情報の把握を行っております。また、監査等委員会及び内部監査担当によるモニタリングを行うとともに、「関係会社管理規程」により、グループ会社から当社への決裁・報告制度を定めております。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く)は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

ホ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

へ. 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ト. 中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

チ. 責任限定契約の内容と概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

リ. 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

ヌ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率17%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	道具 登志夫	1968年2月17日生	1997年10月 当社 代表取締役社長就任 2003年10月 経営企画本部長 2005年3月 株式会社アイキューエス 取締役 2005年11月 同社 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO(現任) 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長(現任) 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長(現任) 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2014年11月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 2015年4月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 FinalCodeビジネス部長 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director(現任) 2016年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 2016年4月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 代表取締役会長(現任) 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director(現任) 2017年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企画部長 2018年4月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 2019年10月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企画部長 兼 管理部長 2020年2月 代表取締役社長(現任)	(注) 2	2,403,063
取締役 開発部長	松本 卓也	1976年11月4日生	1999年4月 株式会社コマス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長(現任) 2019年10月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 取締役 (現任)	(注) 2	3,042
取締役 (監査等委員)	猪俣 清人	1967年7月7日生	1995年4月 東京ガス株式会社入社 2003年1月 同社人事部(当社へ経営研修派遣) 2004年7月 株式会社エネルギーアドバンス(現 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社) 出向 2005年11月 当社入社 経営企画部 2006年4月 開発部 副部長 2007年6月 経営企画部 部長 2008年6月 株式会社アイキューエス 取締役 2011年4月 当社 内部監査室 室長 2015年4月 開発部 担当部長 兼 品質保証課長 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 監査役(現任)	(注) 3	108

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	窪川 秀一	1953年2月20日生	1976年11月 1986年7月 1989年2月 2000年3月 2005年6月 2006年6月 2016年6月	監査法人中央会計事務所(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 窪川公認会計士事務所(現 四谷パートナーズ会計事務所)開設 代表(現任) 株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ株式会社)社外監査役 当社 社外監査役 共立印刷株式会社 社外監査役(現任) 株式会社ばど 社外監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,433
取締役 (監査等委員)	上杉 昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 1999年4月 2000年9月 2003年6月 2013年6月 2013年12月 2014年11月 2015年3月 2016年3月 2016年6月	江守・川森・渥美法律事務所入所 上杉法律事務所開設 所長 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 当社 社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役(現任) 株式会社セレス 社外監査役(現任) 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 株式会社フルキャストホールディングス 取締役(監査等委員)(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,433
取締役 (監査等委員)	栗山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月 2004年11月 2008年8月 2015年3月 2021年3月 2021年6月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社)入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 公認会計士登録 株式会社セレス社外常勤監査役 同社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
計						2,413,079

- (注) 1 監査等委員である取締役 窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏は、社外取締役であります。
- 2 2021年6月22日開催の定時株主総会終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 2020年6月19日開催の定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 2021年6月22日開催の定時株主総会終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 5 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。
- 6 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
佐々木 公明	1966年3月15日生	1999年8月 2003年5月 2004年6月 2005年4月 2015年3月 2016年6月	東京銀座法律事務所 パートナー弁護士 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役 財団法人短期大学基準協会(現 一般財団法人大学・短期大学基準協会) 理事(現任) 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外取締役(現任)	—

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役である窪川秀一氏は、当事業年度末時点で当社株式3,433株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は四谷パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と四谷パートナーズ会計事務所との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である上杉昌隆氏は、当事業年度末時点で当社株式3,433株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は桜田通り総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と桜田通り総合法律事務所との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である栗山千勢氏は、当事業年度末時点で当社株式を保有しておらず、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を選任しております。社外取締役に関して、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。社外取締役は、独立性の高い立場から保有する専門的見地に基づき取締役の業務執行の適法性、適正性を監査する機能を有しております。

## ③ 社外役員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は常勤監査等委員である取締役とともに、内部監査担当が定期的実施する内部監査結果の内、重要な事象・リスク要因については、詳細な報告を受けることとしております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査等委員会が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けることとしております。内部監査担当は、必要に応じて取締役会を通じて社外取締役に対して内部統制等の状況について報告しております。なお、窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## (3) 【監査の状況】

### ① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査の組織は、監査等委員4名で構成されております。

常勤監査等委員猪俣清人氏は、長年にわたりコーポレート部門や内部監査室を歴任していることから、当社グループ事業全般に精通しており、経営に関する豊富な知見を有しております。

監査等委員窪川秀一氏は公認会計士及び税理士、監査等委員上杉昌隆氏は弁護士、監査等委員栗山千勢氏は公認会計士であります。

当事業年度において当社は監査等委員会を原則として毎月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	猪俣 清人	8	8
社外監査等委員	窪川 秀一	13	13
社外監査等委員	上杉 昌隆	13	13

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

また、常勤監査等委員の主な活動状況については、内部監査担当からの実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

## ② 内部監査の状況

当社の内部監査部門の組織は、内部監査担当1名で構成されております。

内部監査にあたっては会計監査人及び監査等委員と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施することとしております。監査結果については報告書を作成し、逐次代表取締役役に報告するほか、監査等委員へも報告することとしております。

## ③ 会計監査の状況

### イ. 監査法人の名称

三優監査法人

### ロ. 継続監査期間

21年

### ハ. 業務を執行した公認会計士

野村 聡氏

熊谷 康司氏

### ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者3名、その他1名を主たる構成員としております。

### ホ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人において、会社法・公認会計士法等の法令に対する重大な違反・抵触があった場合又は会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について検討しております。検討の結果、解任又は不再任が妥当であると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議します。また、監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等が適切であるかについて、毎期検討しております。その検討結果において重大な問題は認められず、会計監査人の評価を行い、再任が妥当であると判断しております。

### ヘ. 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、被監査部門である経営執行部門から報告を受けるほか、監督官庁による検査結果や法人内の品質管理体制等を、監査法人より聴取するのに加えて、監査現場への立会等を通じて、監査品質を維持し、適切な監査が実施できているかを総合的に検討した上で、監査法人の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	19	—	19	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19	—	19	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前事業年度における職務執行状況や報酬実績を確認し、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積の算出根拠の適正性等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、取締役会が提案した会計監査人の報酬等に対して、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する基本方針は、全体として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各自の職責等を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各自の職責に応じた貢献度合い、在任年数や他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。また、当社の取締役に対する非金銭報酬等としては、①当社普通株式を目的とする新株予約権の付与並びに②一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する株式（以下「譲渡制限付株式」という）の割当てがあります。決定方針は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめ、取締役会が決定いたします。また、監査等委員である取締役の報酬額については、常勤・非常勤の別、職務や権限等を考慮し、業績との連動を行わず定額報酬のみとし、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。審理プロセスの公正性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が上記方針に基づき作成した報酬案について、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審理し、とりまとめられた意見をもとに、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名となります。

上記報酬等の他、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内とする決議がされております。なお、具体的な譲渡制限付株式の割当てについては、委任を受けた取締役会において当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）となります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	56	56	-	2
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	12	12	-	2
社外取締役	7	7	-	2

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	使用人兼務役員(人)	内容
14	1	業務の対価としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載されておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,651	11,382
受取手形及び売掛金	994	1,268
製品	0	0
貯蔵品	0	3
その他	85	70
流動資産合計	8,733	12,725
固定資産		
有形固定資産		
建物	215	220
減価償却累計額	△115	△127
建物（純額）	100	92
車両運搬具	17	18
減価償却累計額	△12	△4
車両運搬具（純額）	4	14
工具、器具及び備品	443	469
減価償却累計額	△325	△369
工具、器具及び備品（純額）	117	99
土地	26	26
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	249	233
無形固定資産		
ソフトウェア	1,331	1,274
その他	79	128
無形固定資産合計	1,410	1,403
投資その他の資産		
投資有価証券	102	102
繰延税金資産	85	123
関係会社株式	※1 1	—
その他	269	268
投資その他の資産合計	458	493
固定資産合計	2,118	2,130
資産合計	10,852	14,856

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	32	32
未払法人税等	469	688
賞与引当金	119	194
前受金	1,229	3,370
その他	274	456
流動負債合計	2,125	4,743
固定負債		
資産除去債務	45	48
その他	0	1
固定負債合計	46	50
負債合計	2,172	4,793
純資産の部		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金	972	963
利益剰余金	7,340	8,699
自己株式	△380	△342
株主資本合計	8,646	10,034
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6	7
その他の包括利益累計額合計	6	7
新株予約権	18	8
非支配株主持分	9	12
純資産合計	8,680	10,062
負債純資産合計	10,852	14,856

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	5,641	6,825
売上原価	1,361	1,946
売上総利益	4,280	4,878
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,952	※1,※2 1,900
営業利益	2,328	2,977
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	—	7
受取手数料	0	—
未払配当金除斥益	0	1
助成金収入	0	3
雑収入	1	1
営業外収益合計	4	14
営業外費用		
為替差損	4	—
雑損失	0	0
営業外費用合計	5	0
経常利益	2,326	2,991
特別利益		
新株予約権戻入益	0	9
固定資産売却益	—	※3 3
特別利益合計	0	12
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	※4 0
ゴルフ会員権評価損	1	—
子会社清算損	—	※5 2
特別損失合計	1	2
税金等調整前当期純利益	2,326	3,001
法人税、住民税及び事業税	740	977
法人税等調整額	△4	△37
法人税等合計	735	939
当期純利益	1,590	2,062
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	△0	2
親会社株主に帰属する当期純利益	1,590	2,059

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,590	2,062
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△2	1
その他の包括利益合計	※1 △2	※1 1
包括利益	1,587	2,063
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,588	2,061
非支配株主に係る包括利益	△0	2

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	713	827	6,518	△306	7,752	8	8	23	18	7,802
当期変動額										
剰余金の配当			△768		△768					△768
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0					△0
親会社株主に帰属する当期純利益			1,590		1,590					1,590
自己株式の処分		144		226	370					370
自己株式の取得				△299	△299					△299
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△2	△2	△5	△8	△16
当期変動額合計	—	144	822	△73	893	△2	△2	△5	△8	877
当期末残高	713	972	7,340	△380	8,646	6	6	18	9	8,680

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	713	972	7,340	△380	8,646	6	6	18	9	8,680
当期変動額										
剰余金の配当			△700		△700					△700
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—					—
親会社株主に帰属する当期純利益			2,059		2,059					2,059
自己株式の処分		△8		37	29					29
自己株式の取得				△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1	1	△9	2	△5
当期変動額合計	—	△8	1,358	37	1,387	1	1	△9	2	1,382
当期末残高	713	963	8,699	△342	10,034	7	7	8	12	10,062

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,326	3,001
減価償却費	805	859
ゴルフ会員権評価損	1	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8	74
受取利息	△0	△0
為替差損益 (△は益)	3	△9
新株予約権戻入益	△0	△9
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損益 (△は益)	—	△3
子会社清算損益 (△は益)	—	2
売上債権の増減額 (△は増加)	181	1,867
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1	△2
仕入債務の増減額 (△は減少)	9	0
未払金の増減額 (△は減少)	△7	15
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	5	9
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△31	165
その他	11	6
小計	3,297	5,977
利息及び配当金の受取額	1	0
法人税等の支払額	△612	△757
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,686	5,221
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額 (△は増加)	600	—
有形固定資産の取得による支出	△45	△48
有形固定資産の売却による収入	—	6
無形固定資産の取得による支出	△740	△787
有価証券の償還による収入	300	—
子会社の清算による支出	—	△1
その他	△3	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	111	△830
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の処分による収入	366	28
自己株式の取得による支出	△300	△0
非支配株主からの株式取得による支出	△7	—
配当金の支払額	△767	△699
財務活動によるキャッシュ・フロー	△709	△671
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5	10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,082	3,730
現金及び現金同等物の期首残高	5,569	7,651
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,651	※1 11,382

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

デジタルアーツコンサルティング株式会社

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.

Digital Arts Europe Limited

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

前連結会計年度において非連結子会社であったDigital Arts Investment, Inc.は、当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 一社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

前連結会計年度において非連結子会社であったDigital Arts Investment, Inc.は、当連結会計年度において清算終了しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)を採用しております。

(ロ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

ハ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うこととされ、基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが適用されます。

- ① 顧客との契約を識別する
- ② 契約における履行義務を識別する
- ③ 取引価格を算定する
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤ 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」につきましては、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2百万円は、「助成金収入」0百万円、「雑収入」1百万円に組替えております。

(表示単位の変更)

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	1百万円	－百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
広告宣伝費	207百万円	168百万円
給与手当	580	631
賞与引当金繰入額	64	110

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示しておりました「支払手数料」は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、主要な費目として表示していません。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は108百万円であります。

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	0百万円	1百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	－百万円	3百万円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円

※5 子会社清算損の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

子会社清算損は、Digital Arts Investment, Inc. の清算終了に伴うものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2百万円	1百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△2	1
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△2	1
その他の包括利益合計	△2	1

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	232,320	49,422	165,700	116,042
合計	232,320	49,422	165,700	116,042

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加49,422株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加49,400株、単元未満株式の買取りによる増加22株であり、自己株式の株式数の減少165,700株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	18
合計		—	—	—	—	—	18

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	417	30	2019年3月31日	2019年6月25日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	351	25	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	25	2020年3月31日	2020年6月22日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	116,042	20	11,600	104,462
合計	116,042	20	11,600	104,462

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加20株であり、自己株式の株式数の減少11,600株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	8
合計		—	—	—	—	—	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	350	25	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	350	25	2020年9月30日	2020年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	420	利益剰余金	30	2021年3月31日	2021年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	7,651百万円	11,382百万円
現金及び現金同等物	7,651	11,382

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券及び投資有価証券は公社債であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業管理課及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金計画を作成する方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,651	7,651	—
(2) 受取手形及び売掛金	994	994	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	102	101	△0
資産計	8,748	8,748	△0
(1) 未払法人税等	469	469	—
負債計	469	469	—

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,382	11,382	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,268	1,268	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	102	102	△0
資産計	12,752	12,752	△0
(1) 未払法人税等	688	688	—
負債計	688	688	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち、公社債の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,651	—	—	—
受取手形及び売掛金	994	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	100	—
合計	8,646	—	100	—

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,382	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,268	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	—	—	—	—
(2) 社債	—	100	—	—
合計	12,650	100	—	—

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	102	101	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	102	101	△0
合計		102	101	△0

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	102	102	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	102	102	△0
合計		102	102	△0

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、22百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、27百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	0	9

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 Stock・オプション	2016年 Stock・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員151名	取締役3名 従業員96名
株式の種類別のStock・オプションの数	普通株式 350,100株	普通株式 848,000株
付与日	2015年11月27日	2016年12月13日
権利確定条件	<p>付与日(2015年11月27日)以降、権利確定日(2017年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。ただし、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>① 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%            ② 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%            ③ 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>	<p>付与日(2016年12月13日)以降、権利確定日(2018年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。ただし、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。</p> <p>① 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%            ② 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%            ③ 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2027年5月31日まで。ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から2028年5月31日まで。ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。

	2018年 ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	取締役3名 従業員151名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,413,300株
付与日	2018年3月5日
権利確定条件	<p>付与日(2018年3月5日)以降、権利確定日(2021年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ただし、2021年3月期の事業年度において営業利益が40億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使できる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>権利確定日から2028年5月31日まで。</p> <p>ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p>

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	372,300	1,188,300
付与	—	—	—
失効	—	372,300	57,400
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	1,130,900
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	160,000	316,900	—
権利確定	—	—	—
権利行使	2,800	8,800	—
失効	400	1,200	—
未行使残	156,800	306,900	—

② 単価情報

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	2,034	2,639	3,400
行使時平均株価(円)	8,819	8,500	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2円	24円	1円

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	24百万円	37百万円
賞与引当金	36	59
未払社会保険料	5	8
減価償却費超過額	0	0
資産除去債務	12	14
繰越欠損金	44	48
ゴルフ会員権評価損	1	1
子会社株式評価損	2	—
その他	1	1
繰延税金資産小計	129	171
評価性引当額(注)	△44	△48
繰延税金資産合計	85	123

(注) 評価性引当額が4百万円増加しております。この増加の内容は、連結子会社において、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が増加したことに伴うものです。

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

#### (2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から1～15年と見積り、割引率は、△0.15%～1.73%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	45百万円	45百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	2
時の経過による調整額	0	0
期末残高	45	48

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
SB C&S株式会社	1,166
ダイワボウ情報システム株式会社	1,109

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイワボウ情報システム株式会社	1,409
SB C&S株式会社	1,287

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	617円27銭	715円79銭
1株当たり当期純利益	113円69銭	146円90銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	110円83銭	143円45銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,590	2,059
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,590	2,059
普通株式の期中平均株式数(株)	13,991,859	14,022,503
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	361,483	337,562
(うち新株予約権)(株)	(361,483)	(337,562)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2016年11月10日決議 潜在株式の数 372,300株  2018年2月16日決議 潜在株式の数 1,188,300株	新株予約権 2018年2月16日決議 潜在株式の数 1,130,900株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	1,413	3,101	4,750	6,825
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	498	1,325	1,992	3,001
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (百万円)	334	908	1,363	2,059
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	23.86	64.84	97.22	146.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益 (円)	23.86	40.98	32.38	49.67

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,517	11,191
受取手形及び売掛金	※1 916	※1 1,150
製品	0	0
貯蔵品	0	3
前払費用	63	62
その他	※1 3	※1 6
流動資産合計	8,502	12,415
固定資産		
有形固定資産		
建物	100	92
車両運搬具	4	14
工具、器具及び備品	112	92
土地	26	26
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	245	226
無形固定資産		
ソフトウェア	1,331	1,273
ソフトウェア仮勘定	79	128
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	1,411	1,402
投資その他の資産		
投資有価証券	102	102
関係会社株式	153	139
出資金	0	0
長期前払費用	26	25
敷金及び保証金	186	186
繰延税金資産	154	197
その他	56	56
投資その他の資産合計	680	706
固定資産合計	2,336	2,335
資産合計	10,839	14,751

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※1 7	※1 14
未払金	※1 126	※1 131
未払費用	41	53
未払法人税等	469	670
未払消費税等	77	175
前受金	1,223	3,366
預り金	13	15
賞与引当金	119	194
流動負債合計	2,077	4,623
固定負債		
資産除去債務	45	48
その他	0	1
固定負債合計	46	50
負債合計	2,124	4,673
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金		
資本準備金	700	700
その他資本剰余金	274	265
資本剰余金合計	974	965
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,389	8,732
利益剰余金合計	7,389	8,732
自己株式	△380	△342
株主資本合計	8,696	10,069
新株予約権	18	8
純資産合計	8,714	10,078
負債純資産合計	10,839	14,751

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 5,336	※1 6,074
売上原価		
期首製品たな卸高	0	0
当期ネットサービス原価	1,098	※1 1,274
合計	1,098	1,274
他勘定振替高	0	0
期末製品たな卸高	0	0
製品売上原価	1,098	1,273
売上総利益	4,238	4,801
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,881	※1, ※2 1,854
営業利益	2,357	2,947
営業外収益		
受取利息	0	※1 0
有価証券利息	0	0
受取手数料	※1 3	※1 4
為替差益	—	6
未払配当金除斥益	0	1
助成金収入	0	2
雑収入	1	1
営業外収益合計	7	17
営業外費用		
為替差損	5	—
自己株式取得費用	0	—
営業外費用合計	5	—
経常利益	2,359	2,964
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 3
新株予約権戻入益	0	9
特別利益合計	0	12
特別損失		
子会社清算損	—	2
固定資産除却損	※4 0	※4 0
ゴルフ会員権評価損	1	—
子会社株式評価損	14	13
特別損失合計	16	15
税引前当期純利益	2,343	2,961
法人税、住民税及び事業税	739	958
法人税等調整額	△8	△42
法人税等合計	730	916
当期純利益	1,613	2,044

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		32	1.8	46	2.3
II 労務費	※1	691	37.1	716	34.4
III 経費	※2	1,138	61.1	1,318	63.3
当期総費用		1,863	100.0	2,082	100.0
他勘定振替高	※3	764		808	
当期ネットサービス原価		1,098		1,274	

(注)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。 給与手当 429百万円 法定福利費 88百万円 賞与 71百万円 賞与引当金繰入額 55百万円 雑給 35百万円	※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。 給与手当 463百万円 法定福利費 89百万円 賞与 32百万円 賞与引当金繰入額 83百万円 雑給 38百万円
※2 経費の主な内訳は次の通りであります。 外注費 92百万円 減価償却費 753百万円 賃借料 93百万円	※2 経費の主な内訳は次の通りであります。 外注費 95百万円 減価償却費 807百万円 賃借料 93百万円
※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。 販売費及び一般管理費 32百万円 固定資産 732百万円 計 764百万円	※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。 販売費及び一般管理費 36百万円 固定資産 771百万円 計 808百万円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。	4 原価計算の方法 同左

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	129	829	6,544	6,544	△306	7,780	23	7,804
当期変動額										
剰余金の配当					△768	△768		△768		△768
当期純利益					1,613	1,613		1,613		1,613
自己株式の処分			144	144			226	370		370
自己株式の取得							△299	△299		△299
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									△5	△5
当期変動額合計	—	—	144	144	844	844	△73	916	△5	910
当期末残高	713	700	274	974	7,389	7,389	△380	8,696	18	8,714

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	274	974	7,389	7,389	△380	8,696	18	8,714
当期変動額										
剰余金の配当					△700	△700		△700		△700
当期純利益					2,044	2,044		2,044		2,044
自己株式の処分			△8	△8			37	29		29
自己株式の取得							△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									△9	△9
当期変動額合計	—	—	△8	△8	1,343	1,343	37	1,372	△9	1,363
当期末残高	713	700	265	965	8,732	8,732	△342	10,069	8	10,078

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(または収益)に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」につきましては、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の個別財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の個別損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2百万円は、「助成金収入」0百万円、「雑収入」1百万円に組替えております。

(表示単位の変更)

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

#### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

#### ※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	2百万円	5百万円
短期金銭債務	13	9

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引高		
売上高	8百万円	5百万円
仕入高	—	2
販売費及び一般管理費	21	81
営業取引以外の取引高	3	5

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.2%、当事業年度10.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.8%、当事業年度89.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
広告宣伝費	206百万円	167百万円
給与手当	570	619
賞与引当金繰入額	64	110
減価償却費	51	48

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	—百万円	3百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は139百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は153百万円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	24百万円	37百万円
賞与引当金	36	59
未払社会保険料	5	8
減価償却費超過額	0	0
資産除去債務	12	14
ゴルフ会員権評価損	1	1
子会社株式評価損	71	73
その他	1	1
繰延税金資産の純額	154	197

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	100	4	—	12	92	127
車両運搬具	4	18	3	4	14	4
工具、器具及び備品	112	22	0	43	92	361
土地	26	—	—	—	26	—
建設仮勘定	0	—	0	—	0	—
有形固定資産計	245	45	3	60	226	492
無形固定資産						
ソフトウェア	1,331	736	—	795	1,273	—
ソフトウェア仮勘定	79	771	721	—	128	—
電話加入権	0	—	—	—	0	—
無形固定資産計	1,411	1,508	721	795	1,402	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	212百万円	販売用ソフトウェア (DigitalArts@Cloud)	210百万円
	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	146百万円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	76百万円
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア (DigitalArts@Cloud)	308百万円	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	222百万円
	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	103百万円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	61百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

(ソフトウェア仮勘定) 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	119	194	119	194

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.daj.jp/ir/stock/notification/">http://www.daj.jp/ir/stock/notification/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月22日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月22日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

四半期会計期間

第26期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月7日関東財務局長に提出。

第26期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月9日関東財務局長に提出。

第26期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月10日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

デジタルアーツ株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 聡 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 熊 谷 康 司 ㊞

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

デジタルアーツ株式会社の販売用ソフトウェアの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>デジタルアーツ株式会社（以下、「会社」）グループは、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・追跡ソリューションの企画・開発・販売等並びに情報セキュリティコンサルティングを主要な事業としており、それら事業の主要製品である販売用ソフトウェアは連結貸借対照表上のソフトウェア勘定及び無形固定資産その他に含まれるソフトウェア仮勘定に計上されている。当連結会計年度末における会社のソフトウェア勘定残高は1,273百万円、ソフトウェア仮勘定残高は128百万円であり、販売用ソフトウェアが多くを占める。</p> <p>販売用ソフトウェアの評価は、将来の収益獲得見込みに基づくため、その評価は翌期以降の見込販売収益に影響されることになる。</p> <p>見込販売収益に関しては、従来の契約時に契約額の大部分を会計上の売上として計上するタイプの製品に対し、近年では契約額の大部分を繰延会計処理するタイプの製品の売上が増加しつつあることから、見込販売収益の見積りを誤る可能性があること、また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し長期化する場合には、会社グループ及び販売代理店の事業活動が影響を受け、見込販売収益が大きく変動する可能性があることから、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域と考えられる。</p> <p>このことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。</p>	<p>当監査法人は、販売用ソフトウェアの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売用ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価に係る内部統制の有効性を評価した。</li> <li>将来の見込販売収益の前提となる取締役会で承認された会社の販売計画に含まれる製品別の販売予測について、その前提条件等を経営者にヒアリングしその合理性を検討した。</li> <li>過年度の会社の販売計画を実績と比較し、その達成状況を検討した。</li> <li>将来の見込販売収益に対する代替的な仮定の採用の要否を含め、経営者による不確実性への評価について検討した。</li> </ul>

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表

の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

デジタルアーツ株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## 販売用ソフトウェアの評価

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（デジタルアーツ株式会社の販売用ソフトウェアの評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の業務・機能・リスクを検討し、さらに各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社の本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2021年6月23日
<b>【会社名】</b>	デジタルアーツ株式会社
<b>【英訳名】</b>	Digital Arts Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 道具 登志夫
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長道具登志夫は、当社の第26期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



